

墨田区亀沢保育園における公私連携型保育所設
置・運営事業者公募及び墨田区亀沢学童クラブ
運営事業者公募要項

令和8年8月

墨 田 区

目 次

第1	総則	1
1	公募の趣旨	1
2	事業の概要	1
第2	公私連携型保育所	2
1	開設日	2
2	保育内容	2
3	施設運営に関する基本的条件	3
第3	学童クラブ	4
1	運営開始日	4
2	委託内容、実施場所、施設運営に関する基本的条件等	4
第4	施設等の取扱い	4
1	対象地の表示	4
2	施設概要	4
3	対象地の貸付条件	5
4	建物の譲渡条件	6
5	備品等	7
第5	募集・選定	7
1	募集・選定スケジュール	7
2	応募資格等	7
3	選定方法	8
4	応募書類	9
5	応募手続	9
6	公募要項等の配布等	10
第6	その他	11
1	公私連携型保育所運営に当たっての補助	11
2	引継ぎ	11
3	公私連携型保育所整備・運営に関する協定の締結	12
4	学童クラブ事業委託契約の締結	12
5	その他	12
	<様式>	13
	<参考資料>	13
	<提出及び問合せ先>	13

第1 総則

1 公募の趣旨

墨田区（以下「区」という。）では、昨今の増加・多様化する保育ニーズに的確に対応し、継続的・安定的に保育サービスを提供していくため、「墨田区公設保育所整備計画（令和4年3月）（以下「整備計画」という。）」を策定した。本要項は、整備計画に定めるとおり、墨田区亀沢保育園（以下「亀沢保育園」という。）に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8の規定に基づく公私連携制度を導入することに伴い、当該施設を公私連携型保育所として設置・運営する事業者を公募するとともに、墨田区亀沢学童クラブ（以下「亀沢学童クラブ」という。）の運営事業者についても公募し、プロポーザル方式で選定するものである。

公私連携型保育所とは

設置運営主体である民間法人（公私連携保育法人）と区が連携し、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結して、区が土地・建物など必要な設備の無償又は廉価による譲渡、貸付その他の支援を行い、適切な運営が行われるよう人員配置や提供する保育等の運営に関与し、運営する保育所をいう。

2 事業の概要

年度 保育所	8	9	10～14	15	58	59
運営形態等 （保育所）	R5. 4. 1～R10. 3. 31 指定管理者制度		令和 10 年 4 月 1 日～令和 15 年 3 月 31 日 公私連携型保育所 ※ 1	令和 15 年 4 月 1 日 ～ 認可保育所 ※ 2		
	事業者選定	引継保育				
（学童クラブ）			業務委託契約に基づく管理運営			
協定期間 （保育所）	協定締結日～令和 15 年 3 月 31 日 公私連携協定期間					
土地貸付期間			令和 10 年 4 月 1 日～令和 60 年 3 月 31 日 （更地とするまでの期間を含む。） ※ 3			
土地貸付料（予定）			令和 10 年 4 月 1 日～令和 15 年 3 月 31 日 地代免除	令和 15 年 4 月 1 日～ 地代 50%減免貸付け		
建物			無償譲渡予定（保育所及び学童クラブ）			解体

（1）亀沢保育園

亀沢保育園は、現在、公設民営保育所として指定管理者制度を導入し、運営している。

ここに通園している児童を引き継ぎ、令和10年4月1日に公私連携型保育所を開設する。

区は、令和8年度に事業者を公募・選定し、選定事業者と公私連携協定（協定期間は、協定締結日から令和15年3月31日まで）を締結し移行に関する事業（引継保育等）を推進していく。

また、亀沢保育園は廃止し、選定事業者に土地の貸付け（公私連携期間中は免除、公私連携期間後は50%減額の予定）及び建物の譲渡（無償の予定）を行う。

なお、選定事業者は、新たに公私連携型保育所の設置申請を東京都へ行い保育所を開設する。

※1 公私連携協定期間は、公設民営園（公立園）から民設民営園（私立園）への移行期間とし、その期間の保育所を公私連携型保育所とする。

※2 公私連携協定期間終了後に予定されている施設について

公私連携協定期間終了後に予定されている認可保育所等の施設は、選定事業者による提案に基づき、あらかじめ書面により区と協議し、その承諾を受けること。

※3 土地貸付条件（一般定期借地権設定契約書（案）（参考資料1））について参照のこと。

（2）亀沢学童クラブ

亀沢学童クラブは、現在、保育園の指定管理を受託している事業者と区の間で、随意契約（年間契約）の方法で契約締結し、区が管理運営を委託している。保育所と学童クラブは同一施設内のため、一体的な管理運営を行う必要があることから、本件公募において、学童クラブの管理運営を委託する事業者を選定する。

第2 公私連携型保育所

1 開設日

令和10年4月1日

2 保育内容

（1）通常保育

クラス	定員	開園時間	休園日
0歳児 (生後57日以上)	12人	午前7時15分から 午後6時15分まで	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
1歳児	18人		
2歳児	20人		
3歳児	22人		
4歳児	22人		
5歳児	22人		
合計	116人		

（2）特別保育等

内容	定員	開園時間	休園日
延長保育	30人以上	2時間以上	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで
一時延長保育	延長保育定員から当該日の延長保育実施人数を差し引いた人数		
一時保育	3人以上		

緊急一時保育 (定員外)	3 人	午前 7 時 1 5 分から 午後 6 時 1 5 分まで	
緊急一時保育 (定員内)	通常保育に係る翌 月の入園募集人数 (当該児童の年齢 に係るものに限 る)		
休日保育	1 2 人以上		
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園 制度)	事業者提案		
子育て安心ステーシ ョン事業	参考資料 9 のとおり		

【参考】 特別保育の過去 3 年間の実績及び令和 8 年度定員は次のとおり。

(単位：人)

内容	実績 (延べ利用人数)			令和 8 年度定員
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	
延長保育	1, 627	1, 961	1, 009	30
一時保育	776	911	819	6
休日保育	480	553	527	12

3 施設運営に関する基本的条件

児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、墨田区こども条例、墨田区不適切保育防止のためのガイドライン、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）、その他関係法令等を遵守すること。

- (1) 公私連携型保育所において、令和 9 年度末時点で、令和 10 年度に在園を予定している亀沢保育園児を受け入れること。
- (2) 現行の亀沢保育園の保育内容を引き継ぐこと。
- (3) 人材確保に関して、次の要件を満たすこと。

職員の配置については、円滑な施設の管理運営を図るために必要な職員の年齢や経験を十分に考慮すること。

ア 保育士（児童福祉法第 18 条の 18 に定める保育士登録を行っている者）の数は、園長を含めて 27 名以上（うち 23 名以上を常勤職員とすること） の配置とすること。

イ 園長は、保育士資格及び 12 年以上の保育実務経験※並びに園長又は副園長（主任保育士）の経験を有すること。また、やむを得ない事情を除き、開園後 3 年間は異動を行わないこと。

ウ 副園長（主任保育士）は、保育士資格及び 6 年以上の保育実務経験を有すること。

エ 各クラス担任のうち 1 名以上は、保育士資格及び 3 年以上の保育実務経験を有すること。

また、0歳児から2歳児の各クラスには、その年齢の保育実務経験を有する者を1名以上配置すること。

※保育実務経験の年数

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、その他区市町村単独事業（ただし居宅訪問型保育事業、家庭的保育事業及びこれらに類するものを除く。）において常勤有資格者として保育に従事した年数のこと。

- (3) 公私連携協定期間は、区が実施する保護者説明会等に出席すること。
- (4) 令和10年度の入園が内定した保護者及び園児に対する面談を、現指定管理者と連携して実施すること。
- (5) 自園で調理した給食を園児に提供すること。
- (6) 食材等については、可能な限り、当該施設周辺にある墨田区内の店舗から調達すること。
- (7) 職員の雇用に当たっては、積極的に墨田区民を採用すること。
- (8) 職員の定着に努めること。異動がある場合は、十分な引継ぎを行うこと。
- (9) 地域行事への参加や園行事への招待など、積極的に地域との交流を行い、近隣住民と良好な関係づくりに努めること。
- (10) 保護者の車両（自転車を除く。）による送迎は、近隣住民への迷惑となることから厳禁とし、開園及び入園の前に保護者に十分に説明すること。また、場合によっては、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせるなど、違法駐車による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- (11) 施設名称は、区と協議すること。

第3 学童クラブ

1 運営開始日

令和10年4月1日

2 委託内容、実施場所、施設運営に関する基本的条件等

参考資料11のとおり。

※参考資料11は令和8年度の仕様書内容であるため、変更となる可能性がある。

※公私連携型保育所等に係る協定締結後、別途学童クラブ事業の委託を予定している。

※育成料は区が徴収し、区の収入とする。

第4 施設等の取扱い

1 対象地の表示

住居表示	東京都墨田区亀沢一丁目27番5号
地番	東京都墨田区亀沢一丁目39-10及び39-13
地目	宅地
貸付面積	732.23㎡（公簿）

2 施設概要

構造・階数	鉄筋コンクリート造、地上5階建
面積	延床面積：1,865.02㎡　うち保育所（1～3階）は1187.17㎡ 屋上園庭：130.81㎡

3 対象地の貸付条件

選定事業者は、当該対象地について、次の条件により区と借地借家法（平成30年法律第90号）第22条に規定する定期借地権設定契約を締結するものとする。

（1）貸付期間

貸付期間は、令和10年4月1日から令和60年3月31日までの50年間とする。選定事業者は、原則として、対象地上の建物等を解体撤去し、更地の状態で区に当該土地を返還しなければならない。

なお、貸付期間には、収去等に要する期間を含む。

（2）貸付料

ア 月額貸付料については、令和9年度に区が不動産鑑定士に委託して実施する不動産鑑定評価等を経て決定し、その50%を減額した額とする予定である。さらに、土地貸付開始日から令和15年3月31日まで）は無償とする予定である。

また、契約締結後の月額貸付料は、区と選定事業者が協議の上、国税庁が発行する財産価格基準書の路線価等の変動率（以下「変動率」という。）を基に3年ごとに改定するものとする。また、3年を経過していない場合であっても、土地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により、又は近傍類似の土地の賃料に比較して明らかに不相当となったときは、区と選定事業者が協議の上、月額貸付料を改定することができることとする。

なお、無償とする期間は月額貸付料の改定を行わないものとし、その期間が終了した後の最初の月額貸付料の改定については、区と選定事業者が協議の上、無償とする期間の変動率を基に改定するものとする。

イ 保証金

月額貸付料30か月分相当額

貸付期間満了時に更地として返還され、貸付料の未払い等の残債務がないことを確認の上、無利子で返還する。

（3）用途の指定

選定事業者は、対象地を本事業に限って使用できるものとする。

区の承諾なく、目的外の使用又は第三者への転貸を行うことはできない。ただし、区と協議の上、区の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（4）対象地の維持管理

定期借地権設定契約に基づき、対象地を現況で引き渡すものとする。引渡後は、選定事業者の責任及び負担により、安全対策等を含めた適切な維持管理を行うこと。

（5）対象地の返還

貸付期間が満了し、又は定期借地権設定契約が解除されたときは、貸付期間満了日又は区が指定した日までに選定事業者の負担により、対象地上の建物等を解体撤去し、対象地を更地として、区に返還すること。ただし、建物の解体撤去の必要が無いと区が認めた場合等は、現状のまま区に返還すること。

（6）仮契約の締結及び区議会の議決

本件対象地の貸付けについて、「財産の交換、譲与及び無償貸付けに関する条例」（昭和39年墨田区条例第7号）第4条第1号に該当しない場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に該当することとなる（例：株式会社等の公共的団体以外の者が選定事業者となり、その者に対して適正な対価ではなく、減額して貸し付ける場合となる）ため、区と選定事業者の

間で仮契約（仮契約の内容については、区が仮契約書の案を提示し、選定事業者と協議の上、決定する。）を締結した後に、区議会の議決を得る必要がある。

この議決を得ることができない場合は、仮契約は失効することとする。

（７）定期借地権設定契約の締結

定期借地権設定契約の内容は参考資料１のとおりとする。

この内容については、区と選定事業者との協議により条項の軽微な修正等の変更を行うことはできるが、基本的な貸付条件についての変更を行うことはできない。

仮契約及び定期借地権設定契約の締結に要する費用は、選定事業者の負担とする。

対象地の定期借地権に係る民法（明治２９年法律第８９号）第６０５条（賃借権の対抗力）に規定する登記は行わないものとする。

４ 建物の譲渡条件

譲渡する建物（建物の従物、工作物等を含む。以下「本件建物」という。）については、原則として現状での引き渡しとする。譲渡日までに区が選定事業者へ無償（予定）で譲渡する。

なお、本件譲渡と同時に、学童クラブの事業の用に供する本件建物の一部については、引き続き区が学童クラブ事業の実施場所として使用できるよう、区と選定事業者の間で、選定事業者を貸主、区を借主とする使用貸借契約を締結する。

（１）用途の指定（保育所部分）

選定事業者は、本件建物のうち保育所部分を本事業に限って使用できるものとする。

区の承諾なく、目的外の使用又は第三者への貸与又は譲渡することはできない。ただし、書面による区との協議の上、区の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（２）仮契約の締結及び区議会の議決

本件建物譲与契約の締結は、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に該当するため、区と選定事業者の間で仮契約を締結した後に、区議会の議決を得る必要がある。

この議決を得ることができない場合は、仮契約は失効することとする。なお、仮契約の内容は参考資料２のとおりとする。仮契約の内容については、区と選定事業者との協議により条項の軽微な修正等の変更を行うことはできるが、基本的な譲与条件についての変更を行うことはできない。

（３）建物譲与契約の締結

建物譲与契約の内容は参考資料３のとおりとする。

この内容については、区と選定事業者との協議により条項の軽微な修正等の変更を行うことはできるが、基本的な譲与条件についての変更を行うことはできない。

なお、仮契約及び建物譲与契約の締結に要する費用は、選定事業者の負担とする。

（４）建物の維持管理

建物譲与契約に基づき、本件建物を現状有姿で譲与するものとする。引渡後は選定事業者の責任及び負担により、必要な修繕、安全対策等を含めた適切な維持管理を行うこと。

（５）登記

譲与する建物は未登記であるため、選定事業者は自己の責任及び負担で建物表題登記、建物所有権保存登記等の必要な登記を行うものとする。なお、これらの登記に当たり、区は協力するものとする。

（６）使用貸借契約の締結

区は、選定事業者へ本件建物を譲与するが、本件建物内において学童クラブの運営を行う必要があることから、本件建物の譲与契約の締結と同時に、本件建物の一部（４、５階）について、選定事業

者を貸主、区を借主とした使用貸借契約を締結する。

この使用貸借契約の内容は、参考資料４のとおりとする。この内容については、区と選定事業者との協議により条項の軽微な修正等の変更を行うことはできるが、基本的な条件についての変更を行うことはできない。

5 備品等

亀沢保育園の備品（参考資料５）及び消耗品について、公私連携型保育所の事業の用に供する備品及び消耗品を選定事業者は無償で譲渡する。ただし、無償譲渡する備品及び消耗品の範囲については、区と選定事業者が協議して定める。

第5 募集・選定

1 募集・選定スケジュール

事 項	日 時
公募要項説明会・現地見学会参加申込書の提出期限	令和８年８月１７日（月）午後５時まで
公募要項説明会・現地見学会	令和８年８月１９日（水）午後３時から
質問書の提出期限	令和８年８月２４日（月）午後５時まで
応募書類の提出期限	令和８年９月１０日（木）午後５時まで
第一次審査（書類審査）	令和８年９月２５日（金）
第二次審査（候補事業者運営保育所の視察）	令和８年１０月初旬
第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	令和８年１０月１６日（金）午後１時から午後５時まで
審査結果発表及び選定事業者決定	令和８年１１月

2 応募資格等

（１）応募資格

ア 首都圏において児童福祉法第３５条第４項の規定による認可保育所（０歳児から就学前までの保育実施園）を１０年以上運営している法人であること。

※ 首都圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県をいう。

※ １０年以上とは、運営開始から応募書類提出の時点で１０年以上経過していることをいう。

イ 学童クラブの運営実績を有すること。

ウ 公募要項説明会・現地見学会に参加すること。

エ 事業を遂行できる十分な資力、知識、技能等を有し、継続的かつ安定的に保育所及び学童クラブの運営が行えること。

オ 都道府県等が実施する保育所の指導検査において文書指摘を受けていない、又は文書指摘を受けたが既に改善済みであること。

（２）応募の制限

次のいずれかに該当する法人は、応募者となることができない。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、一般競争入札への参加を制限されている者

イ 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成１８年９月２０日１８墨総契第３８７号）によ

る指名停止を受けている者

ウ 宗教活動又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦、支持又は反対をすることを主たる目的とする者

エ 法人等又はその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はそれらの利益となる活動を行う者

オ 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けている者又は都や他の区市町村で同様の入札参加除外措置を受けている者

3 選定方法

選定方法は、プロポーザル方式で行うこととし、本区職員で構成する選定委員会において事業者を選定する。なお、選定基準を満たした事業者がいないと判断したときは、選定しないこととする。

（1）審査方法及び結果通知

ア 第一次審査

（ア）書類審査

応募者の提出書類から、事業提案内容の適格性、法人運営の健全性、事業運営状況等について書類審査を行う。

（イ）結果通知

第一次審査の結果は、全応募者に書面で通知する。

イ 第二次審査

（ア）保育所の視察

候補事業者（第一次審査に合格した者をいう。以下同じ。）が運営している保育所の視察を行う。なお、現指定管理者について保育所の視察を行うときは、亀沢保育園以外に運営している保育園を視察するものとする。

（イ）プレゼンテーション及びヒアリング

提案内容に関するプレゼンテーション（20分程度）及びヒアリング（30分程度）を行う（プロジェクターの使用も可能とする。）。

なお、プレゼンテーションへ出席する者は、候補事業者の職員に限る。

※ヒアリングの概要

- ・ 事業者に関する事項：経営理念、財政基盤、既存保育所等の運営実績等
- ・ 応募内容に関する事項：応募動機、提案内容（事業内容、職員体制、資金計画等）の確認等

（ウ）結果通知

第二次審査の結果は、全候補事業者に書面で通知する。

選定事業者名及びその提案概要については、区公式ホームページ等で公表する。

なお、審査経過の公表及び結果についての異議申立ては受け付けない。

（2）選定基準

評価項目（参考資料6）のとおり

（3）留意事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 選定されるまでの間に、本件の募集、選定の業務に従事する区職員及び関係者に対し、自己が有利になる目的のために接触等を行ったと認められる場合

- イ 他者の申請を妨害したと認められる場合
- ウ 提出書類等に虚偽又は不正の記載があった場合

4 応募書類

提出部数は、正本1部及び副本12部、計13部と電子データ（PDF形式）を提出する。

- (1) 応募申込書兼誓約書（様式1）
- (2) 提出書類一覧兼目次（様式2）
- (3) 選定評価項目資料対照表（様式3）
 - 「選定基準」に示す評価項目について、対照資料を明示（ページ番号等を明記）すること。
- (4) 法人の概要に関する書類
 - ア 法人の概要（様式4）
 - イ 法人の組織図
 - ウ 法人代表者の履歴書
 - エ 役員の経歴書（役員構成、氏名、生年月日、経歴等）
 - オ その他、法人案内のパンフレット等
- (5) 法人の履歴事項全部証明書（応募日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (6) 定款又は寄附行為の写し
- (7) 事業計画書（様式5）
- (8) 職員配置予定一覧（様式6）
 - 職員配置が未定の場合は、配置方針を示すこと。
- (9) 資金計画書（様式7）
- (10) 本施設の開設後5年間の収支予算書（参考資料7）
 - 本施設を開設するに当たって借入れ等を行う場合は、返済額についても記載すること。
- (11) 直近3年間の決算報告書
 - 監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの
- (12) 法人全体の開設後5年間の収支（損益）予算書（参考資料7）
- (13) 法人全体の開設後5年間の借入金等返済（償還）計画（参考資料7）
- (14) 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式8）
- (15) 現在運営している認可保育所に関する書類
 - 複数運営している場合は、亀沢保育園の定員に近い保育所に関する書類を提出すること。
 - ア 現在運営している認可保育所の概要（様式9）
 - イ 就業規則、給与規程、会計に関する経理規程等
 - ウ 重要事項に関する規程
 - エ 国、地方公共団体の監査・指導当局からの指摘事項書類及び改善したことが分かる書類（該当がある場合）
 - オ 福祉サービス第三者評価の結果（直近に受審した結果の写し）
 - カ 令和8年度の年間食事指導計画及び令和8年4月から令和8年6月までの献立表

※併せて、アレルギー対応食等に係るマニュアル及び献立表を提出すること。

5 応募手続

- (1) 提出様式

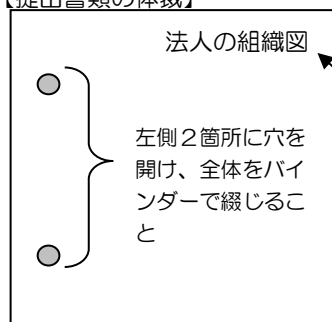
ア 書類は、原則A4判で作成すること。提出書類にページ番号（通し番号）を付け、以下の【提出

書類の体裁】のとおりとすること。

イ 提出書類一覧兼目次（様式2）に、これら書類のページ番号を記入すること。

ウ 「4 応募書類」に列記した順で、それぞれバインダーで綴じるとともに、当該バインダーに応募者の名称を付けること。副本の公的証明書類はコピー可とする。

【提出書類の体裁】



- A4判 やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものも可
- 両面印刷可
- 4応募書類の(1)～(15)について、対応する書類にインデックス等を付すこと。（例：応募申込書兼誓約書（様式1）の書類に「(1)」を記載したインデックスを付す。（4）法人の概要に関する書類 ア 法人の概要（様式4）の書類に「(4)ア」を記載したインデックスを付す。）
- ページ番号は、通し番号とする。（書類ごとにページ番号を付さない）

（2）提出書類の受付

応募書類の提出をもって本要項の記載事項を承諾し、応募があったものとみなし、受け付ける。
なお、提出期限以降の受付、提出書類の差替え等はいできない。

提出期限	令和8年9月10日（木）午後5時まで
提出場所	墨田区役所（墨田区吾妻橋一丁目23番20号）4階 子ども・子育て支援部 子育て支援課

（3）留意事項

ア 区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

イ 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類に係る著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、公表等が必要な場合には、応募者に確認の上、提出書類等の内容を無償で利用できるものとする。

なお、提出書類は、理由を問わず返却しない。

エ 本公募に係る情報公開請求があった場合は、墨田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年墨田区条例第16号）及び墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）の規定に基づき対処する。なお、記載事項に特に非公開とすべき箇所がある場合は、その理由を含め、その旨明示すること。

オ 区が提供する資料は、応募及び応募に係る検討以外の目的での使用を禁じる。

カ 申請を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出すること。申請書類の受付期限前に限り、提出された申請書類は返却する。

6 公募要項等の配布等

（1）公募要項等の配布

区公式ホームページからダウンロードすること。

区公式ホームページ：<https://www.city.sumida.lg.jp/>

掲載場所

募集情報一覧 ⇒ 募集 ⇒ 事業者

（2）公募要項説明会・現地見学会

本公募に関する公募要項説明会・現地見学会への参加は、応募資格の要件であるため、応募を検討しているときは必ず参加すること。

開催日時	令和8年8月19日（水）午後3時から
集合場所	亀沢保育園（東京都墨田区亀沢一丁目27番5号）
申込方法	「公募要項説明会・現地見学会参加申込書（様式10）」に必要事項を記入のうえ、電子メールで <u>令和8年8月17日（月）午後5時までに</u> 提出すること。 ※電子メールの送信後、受信確認のため、必ず電話連絡（03-5608-6084（子育て支援課直通））をしてください。
参加人数	1事業者につき2名まで

（3）公募要項に関する質問

ア 質問の受付

質問は、質問書（様式11）に記入のうえ、令和8年8月24日（月）午後5時までに電子メールで提出すること。

※電子メールの送信後、受信確認のため、必ず電話連絡（03-5608-6084（子育て支援課直通））をしてください。

イ 質問の回答

質問の回答は、令和8年9月1日（火）までに公募要項説明会・現地見学会に参加したすべての事業者へ電子メールで行う（個別回答は行わない。）。

質問回答書は、本要項と一体のものとして、本要項と同等の効力を有するものとする。

なお、質問が意見・要望の表明と解されるもの又は内容が不明瞭なものは、回答しないことがある。

ウ 留意事項

事業者の選定が終了するまでの間は、本受付方法以外での質問（申請手続及び提出書類に関する質問は除く。）は受け付けない。

第6 その他

1 公私連携型保育所運営に当たっての補助

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付費（公定価格）のほか、事業者による保育事業運営の安定及び保育士処遇改善に要する負担を軽減するため経費の一部を予算の範囲内で補助する（参考資料8）。

また、一時預かり等の特別保育を実施する場合は、内容に応じて補助する（参考資料10）。

2 引継ぎ

現亀沢保育園から公私連携型保育所への児童等の移行を円滑に実施するため、引継ぎを実施する（現在、亀沢保育園を運営している事業者が選定された場合を除く。）。標準的な引継ぎ内容は、次に示すとおりとする。

なお、実施方法については、区、指定管理者及び選定事業者の3者で別途協議する。

（1）行事の視察と保育の見学

視察や見学を通じ、保育、行事、子どもの情報を共有する。

ア 期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

イ 職員配置

園長予定者を中心に複数名配置すること。

（2）合同保育

子どもや保護者との良好な関係を築くために、公私連携型保育所に配置する選定事業者の職員と、現在の指定管理者の職員が合同で保育等を行う。

ア 期間

令和10年1月1日から令和10年3月31日まで

イ 職員配置

各クラス担任予定者を1名以上配置すること。

(3) その他

ア 区が実施する引継ぎに関する会議や保護者会に出席すること。

イ 引継保育に係る業務については、区と指定管理者が業務委託契約を締結し、当該経費（保育士の配置等件費相当分に限る。）を支出する予定である。当該経費の金額については、区と選定事業者で別途協議のうえ決定するものとする。

3 公私連携型保育所整備・運営に関する協定の締結

区と選定事業者の間において、児童福祉法第56条の8第2項に基づき、次の内容について協定を締結する。

(1) 協定で定める事項

ア 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

イ 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

※全体の内容は協定を締結するが、学童クラブについては協定には含めずに、別途、区と業務委託契約を締結する。

ウ 区による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

エ 協定の有効期間

※協定締結日から令和15年3月31日までとする。

オ 協定に違反した場合の措置

※区は、公私連携法人が正当な理由なく協定に定める保育等を行っていないと認めるときは、協定に従って保育等を行うことを勧告することができる。また、当該勧告に従わない場合は、公私連携法人としての指定を取り消すことができる。

カ その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

(2) 留意事項

選定事業者が、協定の締結までに、社会的信用を著しく損なう事態を招くなどにより、公私連携型保育所の設置及び運営事業者としてふさわしくないと認められる場合は、協定を締結しないことがある。

4 学童クラブ事業委託契約の締結

契約内容（仕様書）（案）（参考資料11のとおり）

※参考資料11は令和8年度時点での内容であるため、変更の可能性がある。

5 その他

(1) 審査結果発表及び選定事業者決定に係る通知後、選定事業者は、やむを得ない事情があると区が認めた場合を除き、辞退することができない。

(2) 区は、選定事業者が申請時に提案した内容について、変更又は実施しないことを指示する場合がある。

(3) 本要項に記載のないものについては、区との協議のうえ、決定する。

＜様式＞

- 様式 1 応募申込書兼誓約書
- 様式 2 提出書類一覧兼目次
- 様式 3 選定評価項目資料対照表
- 様式 4 法人の概要
- 様式 5 事業計画書
- 様式 6 職員配置予定一覧
- 様式 7 資金計画書
- 様式 8 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書
- 様式 9 現在運営している認可保育所の概要
- 様式 10 公募要項説明会・現地見学会参加申込書
- 様式 11 質問書

＜参考資料＞

- 参考資料 1 一般定期借地権設定契約書（案）
- 参考資料 2 仮契約書（案）
- 参考資料 3 建物譲与契約書（案）
- 参考資料 4 使用貸借契約書（案）
- 参考資料 5 物品一覧
- 参考資料 6 評価項目
- 参考資料 7 「本施設の開設後 5 年間の収支予算書」、「法人全体の開設後 5 年間の収支（損益）予算書」、「法人全体の開設後 5 年間の借入金等返済（償還）計画」について
- 参考資料 8 保育所運営に当たっての補助等
- 参考資料 9 子育て安心ステーション事業
- 参考資料 10 墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金交付要綱（平成 25 年 9 月 3 日 25 墨福子字第 912 号）
- 参考資料 11 仕様書（令和 8 年度亀沢学童クラブ事業委託）

＜提出及び問合せ先＞

墨田区子ども・子育て支援部子育て支援課
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所4階）
電 話 03-5608-6084 FAX 03-5608-6404
メールアドレス kosodate@city.sumida.lg.jp
ホームページアドレス <https://www.city.sumida.lg.jp>